

【悪魔】 以前も体罰の話を書かせていただきましたが（2008年9月号）、最近になって最高裁の判決が出たということなので、もう一度お聞きしたいと思うんですけど、そもそもどんな事件だったんですか？

【天使】 小学校の教員が小学校2年生の男児に対して行った有形力の行使が、学校教育法上の体罰に当たらないとして、児童からの国家賠償請求が棄却された、ということのようだ。最高裁が引用する原審の認定によると、教員が他の教員と共にある児童をなだめていたところ、原告の児童が通りかかって後ろから教員の肩にぶら下がった。それを教員が止めさせたところ、今度はその児童は近くにいた他の六年生の児童を蹴り始めたので、これも止めさせたところ、当該児童が職員室に戻ろうとした教員の臀部を2回蹴って逃げたため、教員が児童の襟首をつかんで持ち上げ、「もうすんなよ」と申し向けたようだ。

当該児童にその後、夜泣きや食欲低下等の症状が現れたため、保護者が長期間にわたって極めて激しい抗議行動を学校に対して行い、後に

# 悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第28話

## 「体罰の是非」再論

提訴に到ったということらしい。

【悪魔】 言いたいことはいろいろあるんですけど、その前に裁判所の判断はどうなったのか聞いておきましょうか。

【天使】 第一審は、教員の有形力行使は体罰に当たり、児童の症状はいわゆるPTSD（心的外傷後ストレス障害）だとして、約65万円の国家賠償責任を認め、第二審は、PTSDであることを否定して、賠償額を約21万円に減額した。ところが、最高裁は、本件の事実関係の下では、本件程度の有形力の行使は体罰に当たらないとして、国家賠償責任を否定し、差し戻しもしなかったため、事件は確定するに到った。

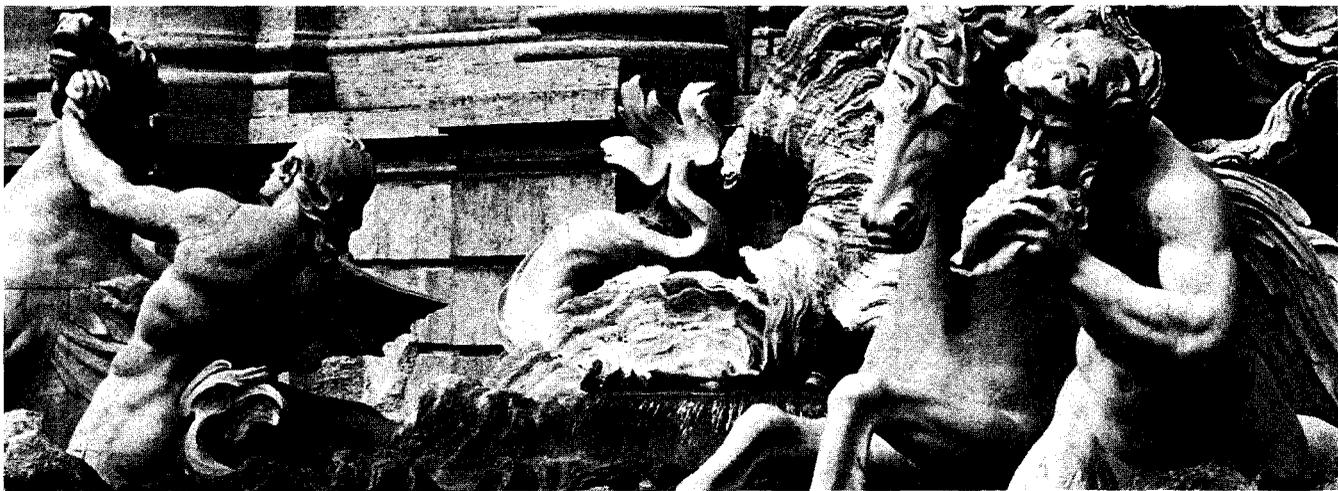
【悪魔】 地裁と高裁で負けていた学校側が最高裁で逆転勝訴したわけですか。そうすると、子どもの襟首つかむくらいは体罰に当たらない、ということ、以後、襟首をつかむ指導方法が確立することになるんでしょうか？

【天使】 それは違う。最高裁の判示によると、

教員による本件での行為は、児童を指導するた  
めに行われており、悪ふざけの罰として与えら  
れたものではなく、目的、態様、継続時間等か  
らして教育的指導の範囲を逸脱しない、とする  
と同時に、教員の行為を「やや穏当を欠く」と  
も述べているから、同じ行為であっても状況次  
第では、違法な体罰に当たるとする判断が出る  
可能性は高いと思われる。

【悪魔】 今回はたまたま学校側が負けなかつ  
ただけ、ということですか？ そうすると、教  
員にとっては、自分の指導方法が違法かどうか、  
後から裁判所が判断して初めて確定するわけで、  
その場での判断は事実上できないことになりま  
せんかね？

【天使】 現場での予測可能性という意味では、  
確かに本判決の述べる基準はやや抽象的だから、  
具体的な有形力行使が違法か否かの判断はでき  
ないかもしれない。しかしながら、本件の第一  
審、第二審がそうであったように、これまでの  
裁判所は教員の有形力行使に対して、ほとんど  
例外を認めず違法な体罰に当たるとしてきた傾



向が強かったから、状況によっては有形力の行  
使が体罰に当たらない可能性を現に認めた本判  
決は、最高裁判決であることも相まち、この分  
野の判例としてはかなりの重要性を持っている  
と言つて差し支えないだろう。

【悪魔】 まあ、学者や評論家が現場にとつて  
直接役に立たない議論をあれこれ展開するため  
には、画期的な判決と言つてよろしいんでしょ  
うな。でも、この教員は、他の子どもが蹴られ  
ているときには穏やかに口で注意していたのに、  
自分の尻が蹴られたら怒つて襟首つかんだわけ  
でしょう？ 「教育上の目的」つて言うんだつ  
たら、逆じゃなければいけないんじゃないませ  
んか？

それから、保護者が「長期にわたつて、極め  
て激しい抗議行動を続けた」という認定もよく  
わかりません。保護者がどのような行動を、し  
かも教員の行動の後からしたかは、教員の行動  
が違法かどうかと関係がないはずでしょう？  
そういう意味では、この事件は、「保護者から  
の抗議と学校の対応」との関係の方を考えてみ  
ないと、解決がつかないのかもしれないねえ。